

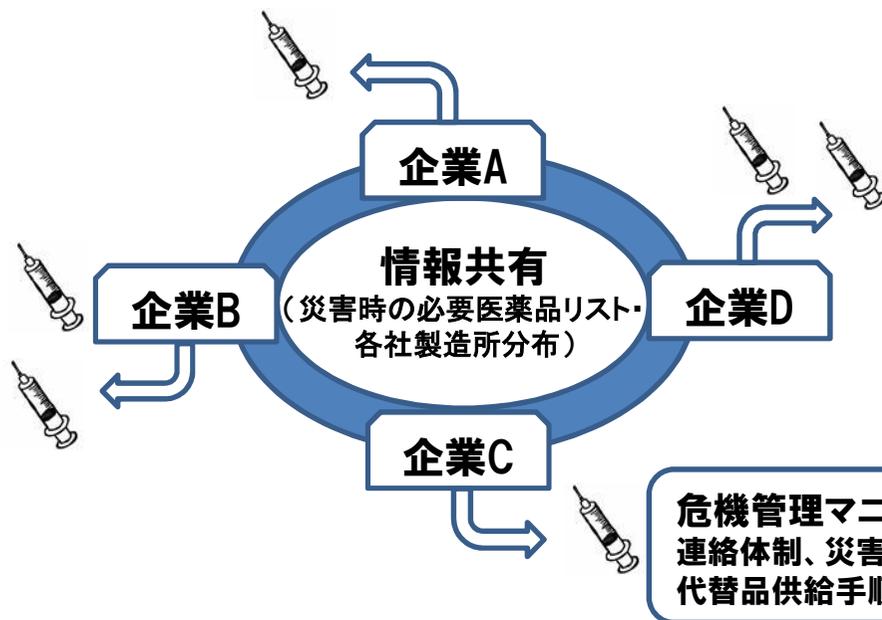
医療上必要性の高い医薬品の継続的な 安定供給のための薬価制度上の施策に係る 検討について

保険医療上必要性の高い医薬品の継続的な安定供給のための施策について①

安定供給体制確保に関する業界内における取り組み例

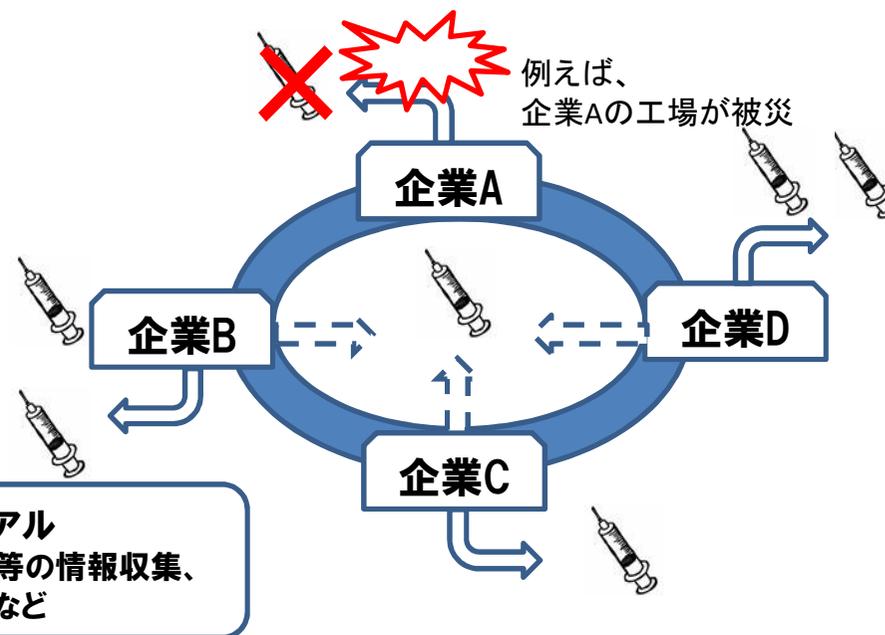
【平時】

企業ごとに安定的に供給しつつ、企業の枠を超えて危機管理マニュアルに基づき情報等を共有化



【災害時等】

危機管理マニュアルに基づき、相互に協力することで、業界全体で必要な供給量を確保



《参考》「平成24年度薬価制度改革の骨子」における記載

現在の薬価制度においては、医療上必要性の高い医薬品についても薬価が継続的に下落し、安定供給が困難となっていく状況があり、これらの医薬品の継続的な安定供給のための薬価制度上の施策について検討を行ってきた。

これらの医薬品の安定供給を図ることは重要な課題であるため、その具体的な対象を明確にしつつ、平成24年度薬価制度改革以降、具体的な評価方法等の検討や検証をすすめることとする。

保険医療上必要性の高い医薬品の継続的な安定供給のための施策について②

保険医療上必要性の高い医薬品であって、採算性に乏しい中でも、継続的な安定供給の確保に努め、災害など不測の事態が生じた場合であっても需要に応じた十分な供給体制(危機管理体制)を構築していることに対して、薬価上措置することが重要。

保険医療上必要性が高く、採算性に乏しい

危機管理体制を継続的に構築

体制確保を評価する意味での薬価上の措置による下支え

わが国の国民に安全・安心な医薬品を、災害時を含めいかなる状況下でも安定供給することで、医療の質の維持・向上に貢献

対象医薬品

- ①中央社会保険医療協議会において、保険医療上の必要性が高いものであると認められた既収載品
- ②薬価が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難である既収載品（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）

または

新規後発品として薬価収載された既収載品のうち、薬価が著しく低額であるため製造販売業者が製造販売を継続することが困難であるもの（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬（新規後発品として薬価収載されたものに限る。）がある場合には、当該全ての類似薬について該当する場合に限る。）

算定方式

原価計算方式によって算定
営業利益率は100分の5が上限

(現行のルール) 最低薬価(日本薬局方医薬品)

区 分		最低薬価
錠剤	1錠	9.60円
カプセル剤	1カプセル	9.60円
丸剤	1個	9.60円
散剤(細粒剤を含む。)	1グラム	7.20円
顆粒剤	1グラム	7.20円
末剤	1グラム	7.20円
注射剤	1管又は1瓶	92 円
坐剤	1個	19.30円
点眼剤	5ミリリットル1瓶	85.60円
	1ミリリットル	17.10円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1日薬価	9.30円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものに限る。)	1ミリリットル	9.70円
外用液剤 (外皮用殺菌消毒剤に限る。)	10ミリリットル	9.50円

(現行のルール) 最低薬価(その他の医薬品)

区 分		最低薬価
錠剤	1錠	5.60円
カプセル剤	1カプセル	5.60円
丸剤	1個	5.60円
散剤(細粒剤を含む。)	1グラム	6.20円
顆粒剤	1グラム	6.20円
末剤	1グラム	6.20円
注射剤	1管又は1瓶	56 円
坐剤	1個	19.30円
点眼剤	5ミリリットル1瓶	84.80円
	1ミリリットル	17.10円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものを除く。)	1日薬価	6.40円
内用液剤、シロップ剤 (小児への適応があるものに限る。)	1ミリリットル	6.40円
外用液剤 (外皮用殺菌消毒剤に限る。)	10ミリリットル	6.30円

業界要望と「医療上必要性の高い医薬品の継続的な安定供給のための薬価制度上の施策」

業界要望

安定供給 の評価

- 保険医療上必要性の高い医薬品の薬価改定方式の見直し



論点

- ◆ 災害時に備え供給体制を整備することは、医薬品製造販売業者だけでなく一般的なことであることから、薬価制度上の施策を講じる必要性があるといえるのか
- ◆ 「不採算品目再算定」、「最低薬価」という制度では対応ができない場合があるのか、あるとしたらどのようなものなのか
- ◆ 仮に措置が必要だと判断された場合、どのような医薬品が「医療上必要性の高い医薬品」といえるのか